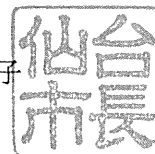


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第19条第1項に規定する協定を締結したので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、同条第4項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和6年8月8日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 株式会社タイハク 代表取締役 佐藤 泰行
住所 名取市高館熊野堂字今成西37番地
名称 株式会社タイハク太白坪沼宿畑資材置場造成事業
種別 区画形質の変更
目的 資材置場及び取付道路の造成・整備を行うため。

内容 当該地は太白区坪沼字宿畑及び砂田に位置し、現在は原野・山林及び農地となっている。事業面積は約37,985.30㎡で開発の目的は資材置場及び取付道路の整備を行うものであり、造成を24,736.53㎡行う。

尚、資材置場の主要となる資材については、自社で運営しているコンクリート製造に必要な骨材（砂・碎石）等のストック場が主な目的となる。

位置 仙台市太白区坪沼

字宿畑 36-3、37-1、37-2、38-1、38-2、39、40、41-1、41-2、42-1、43-1、43-2、
44-3、45-1、46

字砂田 46-48、47、49-1、50、52-1、53-1

字山田 79-1

面積 約37,985.30㎡

2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和6年8月8日から条例第22条の規定による完了の届出の日まで
（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課